

墨田区国民健康保険出産費資金貸付条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（基金の額） 第3条 基金の額は、<u>300万円</u>とする。 （貸付期間等） 第9条 〔略〕 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該各号に定める日までの間を貸付期間とする。この場合において、区長は、貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）に対し、当該各号に定める日から4週間以内に貸付金の全部を償還させるものとする。 (1) 世帯に属する<u>全ての</u>被保険者又は出産を予定している被保険者がその資格を喪失したとき。 当該資格の喪失した日 (2) 〔略〕</p>	<p>〔同左〕 第3条 基金の額は、<u>1,000万円</u>とする。 〔同左〕 第9条 〔略〕 2 〔同左〕  (1) 世帯に属する<u>すべての</u>被保険者又は出産を予定している被保険者がその資格を喪失したとき。 当該資格の喪失した日 (2) 〔略〕</p>

付 則

この条例は、平成29年3月31日から施行する。